

なぜ軽減税率でインボイスが必要なのか



税務・会計の集中ゼミナール

●今回の先生 / 税理士の天野俊裕氏



平成28年度の税制改正で、平成29年4月より消費税率が8%から10%へと引き上げられ、同時に低所得者層への配慮から、食料品と新聞については、8%と据え置く「軽減税率」の制度がスタートします。

これまでは、3%、5%、8%といった単一の税率により課税されてきましたが、改正後は、複数の税率が混在することになるため、昨今のマスコミ各社による報道の多くは、消費者サイドからの問題(例えば、対象品目についての線引きなど)に焦点をあてたものが中心になっています。

しかし、今回の改正消費税法を事業者サイドからみると、税率アップや軽減税率導入の裏側には、「インボイス方式の導入」という大きなテーマが隠れています。これは、軽減税率の対象品目を扱っていない事業者も含め、すべての事業者に大きな影響がある問題です。

この仕入税額控除ですが、ただ単に消費税を支払ったというだけでは認められません。①仕入等の事実を記録した「帳簿」と②「請

求書等(納品書・領収書等を含む)を保存することが条件になります。また、3万円未満の取引については②を省略して①のみでよいとされています。これらを請求書等保存方式といいます。

また、個々の取引にかかる税額計算では、税込金額からの割戻し計算による方法が一般的です(図表2)。これは、税込金額に一定率(8%の場合)は「 $0.08 / 1.08$ 」を乗じて税額を逆算する方法です。帳簿をコンピュータで記帳している場合は、帳簿方式(アカウント方式)と呼ばれることもあります。

【図表1】消費税の計算の仕組み

卸売業者 (A社)			小売業者 (B社)		
取引	本体	消費税	取引	本体	消費税
売上	10,000	800 (a)	売上	13,000	1,040 (c)
仕入	8,000	640 (b)	仕入	10,000	800 (d)
納税額	(a)-(b)	160	納税額	(c)-(d)	240

仕入税額控除

【図表2】現行の消費税額の計算方法(割戻し計算)

例) 税込20,520円の品物を購入した場合

$$20,520 \times \frac{0.08}{1.08} = 1,520$$

●ポイント●
現行は税率が一律8%なので、税込合計額に【 $\frac{0.08}{1.08}$ 】を乗じれば消費税額が計算できる

現在、税率がすべて8%なので、領収書等の合計金額が分かれば、全体の消費税額を割戻して計算できます(1万9440×0.08/1.08=1440)。しかし、複数の税率が併存していると、税率区分ごとのそれぞれの合計金額が分からなければ、税額を計算できません。また、複数税率を割戻し計算で処理しようとすると、税率区分の数(今後増えていくことが予想されます)だけ割戻し計算をしなければならなくなります。そこで、請求書を発行する側が税率区分ごとに本体と税額を表示すれば、全体の税額は足し算で把握できます(10000+6400=16400)。ちなみに、インボイス方式が導入されると、仕入税額控除の要件から①の「帳簿の保存」が除外され、②の「請求書等の保存」のみになります。消費

税の計算に帳簿は不要ということになります。また2つ目の特徴は、発行した事業者の事業者番号が請求書等に表示されている点です。これについては益税という問題を理解する必要があります。

具体的には、平成31年4月から、消費税の申告をしている事業者は、事業者登録を行なって、平成33年4月から自社が発行する請求書や領収書等はこの登録番号を記載することが義務づけられます。しかし、免税事業者については、番号が取得できない(適格請求書を発行できない)ため、消費税分を請求できなくなります。また逆に、課税事業者が免税事業者から仕入れた場合は、消費税を支払っていないことになり、仕入税額控除ができなくなります。つまり、免税事業者を消費税を扱う者としないうちに益税を解消しようとするものです。

食料品を取り扱わない多くの業種において、今回の改正で直接的に影響を受けるのは、会議費、交際費、福利厚生費としての食料品の購入と新聞の定期購

インボイスとは何か!
インボイス方式とは、商品などを仕入れた事業者が仕入税額控除の金額を計算する際に、仕入先が発行した「一定の要件を満たした請求書等」(これをインボイスといいます)に記載さ

る点です。現在、税率がすべて8%なので、領収書等の合計金額が分かれば、全体の消費税額を割戻して計算できます(1万9440×0.08/1.08=1440)。しかし、複数の税率が併存していると、税率区分ごとのそれぞれの合計金額が分からなければ、税額を計算できません。また、複数税率を割戻し計算で処理しようとすると、税率区分の数(今後増えていくことが予想されます)だけ割戻し計算をしなければならなくなります。そこで、請求書を発行する側が税率区分ごとに本体と税額を表示すれば、全体の税額は足し算で把握できます(10000+6400=16400)。ちなみに、インボイス方式が導入されると、仕入税額控除の要件から①の「帳簿の保存」が除外され、②の「請求書等の保存」のみになります。消費

また、本格的なインボイス方式の導入は、平成33年4月以降になるため、それまでの間は、簡素な経理方式(経過措置)が採用され、免税事業者からの仕入税額控除も100%認められます。

さらに、昨年10~12月期にGDPマイナス成長となったことに加え、本年4月に九州地方を襲った熊本地震によって、消費税改正が見送られる公算も高まっています。

しかし、わが国の消費税が、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てられる限りは(消費税法第1条)、中長期的な消費税率の上昇やそれに伴う軽減税率対象品目の増加は、避けて通ることはできません。

また、個々の取引にかかる税額計算では、税込金額からの割戻し計算による方法が一般的です(図表2)。これは、税込金額に一定率(8%の場合)は「 $0.08 / 1.08$ 」を乗じて税額を逆算する方法です。帳簿をコンピュータで記帳している場合は、帳簿方式(アカウント方式)と呼ばれることもあります。

また2つ目の特徴は、発行した事業者の事業者番号が請求書等に表示されている点です。これについては益税という問題を理解する必要があります。

具体的には、平成31年4月から、消費税の申告をしている事業者は、事業者登録を行なって、平成33年4月から自社が発行する請求書や領収書等はこの登録番号を記載することが義務づけられます。しかし、免税事業者については、番号が取得できない(適格請求書を発行できない)ため、消費税分を請求できなくなります。また逆に、課税事業者が免税事業者から仕入れた場合は、消費税を支払っていないことになり、仕入税額控除ができなくなります。つまり、免税事業者を消費税を扱う者としないうちに益税を解消しようとするものです。

【図表3】領収書のイメージ

現行方式		インボイス方式	
領収書	H28.331	領収書	H33.41
AB商店様		AB商店様	
茶菓子	5,400円	茶菓子*	5,400円
飲料水	3,240円	飲料水*	3,240円
文房具	6,480円	文房具	6,600円
雑貨類	4,320円	雑貨類	4,400円
合計	19,440円	合計	19,640円
CD商事		消費税	1,640円
		(10%対象 10,000円)	消費税 1,000円
		(8%対象 8,000円)	消費税 640円
		注) *印は軽減税率適用商品	
		CD商事	
		事業者番号 123-4567	

【図表4】消費税の課税事業者数と免税事業者数

課税事業者		免税事業者	
個人事業者数	310万者	個人事業者数	513万者
法人数	116万者	法人数	435万者
	195万社		77万社
	69万者		
	54万社		

※個人は平成22年の国勢調査、法人は平成25年度の税務統計による